

法 情 報 学 (第4回)

弁護士 川 添 圭
kawazoe@kondolaw.jp

I インターネットと「表現の自由」

1 近代市民革命からの表現の自由 (古典的議論)

近代市民革命 = 国家による情報統制・言論弾圧からの開放
↓
自由主義国家 = 言論活動と個人の尊厳の対立場面
↓
第二次世界大戦 = 全体主義・言論抑圧・思想弾圧
↓
戦後社会 = マスメディアの発達 (情報の受け手・送り手の分離)

2 インターネットの普及と表現の自由を支える社会基盤の変動

① インターネット＝個人による情報発信が可能

- ・ ホームページ (個人Webサイト)
- ・ 掲示板 (2ちゃんねる等)
- ・ b l o g (ブログ)

② マスコミュニケーション (テレビ・ラジオ) の衰退

- ・ テレビを見る (受動的) → 検索してコンテンツを入手する (能動的)
- ・ 価値観の多様化によるマス媒体の限界 → オンデマンドの必要性
- ・ 広告産業の曲がり角 = マスマーケティングからWOM (口コミ) へ

3 インターネット時代の「表現の自由」のあり方

① 内在的制約

= 他者加害の場合 (刑230, 刑231, 民709)

② 差止請求の重要性

利便性 = 国境を超えて瞬時に情報伝達がなされる

緊急性 = 一旦権利侵害により被害が発生した場合, その回復は困難

③ 相手方特定の必要性 (匿名性)

匿名掲示板 = 匿名による萎縮効果がない代わりに, 虚偽の風評による被害を受ける可能性もある

Ⅱ インターネット掲示板での名誉棄損・信用棄損

1 問題となる点

- ① 名誉棄損等の書き込みをした者の責任
- ② 掲示板管理者の責任
- ③ 責任追及の方法 = 加害者の特定

2 加害者の責任

(1) 刑事責任

- ① 名誉棄損罪（刑230）：事実を摘示した場合
- ② 侮辱罪（刑231）：事実を摘示しない場合

(2) 民事上の責任

① 不法行為責任（民709）

＜論点＞

- (a) ホームページ（Webサイト）への記録と公然性の要件
- (b) ハンドルネームの使用と名誉棄損発言の被害者との結びつき
- (c) いわゆる「対抗言論の法理」

② 名誉回復措置（民723）

=謝罪広告の掲載が多い

③ 差止請求

・北方ジャーナル事件（最判昭61・6・11民集40-4-872）

「その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから、かかる実体的要件を具備するときに限つて、例外的に事前差止めが許される」

→ただし、インターネット掲示板の発言は瞬時に公開される性質のものであり、事前抑制禁止の原則の例外としての差止請求は実務上考えにくい側面がある。

3 プロバイダ・掲示板管理者の責任

① 共同不法行為の成立

② 差止請求の可否

4 事例研究

① 2ちゃんねる動物病院事件第一審判決（東京地判平14・6・26判タ1110-92）

<事案の概要>

2ちゃんねるの「ペット大好き掲示板」内の「悪徳動物病院告発スレッドーPart2ー」において、原告動物病院X₁及び同院長X₂を非難する書き込みがあったため、X₂が2ちゃんねる内「削除依頼掲示板」に削除依頼を行ったが、一定の削除依頼の方法に従っていないとして一部の書き込みの削除しか認めなかったため、2ちゃんねる管理人Yに対し、残余の名誉棄損発言の削除と500万円の損害賠償を求めた。

<判 旨>

「被告は、遅くとも本件掲示板において他人の名誉を毀損する発言かなされたことを知り、又は、知り得た場合には、直ちに削除するなどの措置を講ずべき条理上の義務を負っているものというべきである。」

「ところで、事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定され、また、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものとされ、上記意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されると解されている」が、「しかしながら、本件掲示板における発言によって名誉権等の権利を侵害された者は、前記のとおり、被告が、利用者のIPアドレス等の接続情報を原則として保存していないから、当該発言者を特定して責任を追及することが事実上不可能であり、しかも、被告が定めた削除ガイドラインもあいまい、不明確であり、また、他に本件掲示板において違法な発言を防止するための適切な措置を講じているものとも認められないから、設置・運営・管理している被告の責任を追及するほかないのであって、このような被告を相手方とする訴訟において、発言の公共性、目的の公益性及び真実性が存在しないことを削除を求める者が立証しない限り削除を請求できないのでは、被害者が被害の回復を図る方途が著しく狭められ、公平を失する結果となる。

このことからすれば、本件において、本件各発言に関する真実性の抗弁、相当

性の抗弁についての主張・立証責任は、管理者である被告に存するものと解すべきであり、本件各発言の公共性、公益目的、真実性等が明らかではないことを理由に、削除義務の負担を免れることはできないというべきである。」

② 2ちゃんねる動物病院事件控訴審判決（東京高判平14・12・25判時1816-52）

＜判 旨＞

「本件掲示板が、現在、新しいメディアとして広く世に受け入れられ、極めて多数の者によって利用されており、大方、控訴人の開設意図に沿って適切に利用されていることは、本件の各証拠並びに弁論の全趣旨に照らして容易に推認し得るところであるが、他方、本件掲示板は、匿名で利用することが可能であり、その匿名性のゆえに規範意識の鈍麻した者によって無責任に他人の権利を侵害する発言が書き込まれる危険性が少なからずあることも前記のとおりである。そして、本件掲示板では、そのような発言によって被害を受けた者がその発言者を特定してその責任を追及することは事実上不可能になっており、本件掲示板に書き込まれた発言を削除し得るのは、本件掲示板を開設し、これを管理運営する控訴人のみであるというのである。このような諸事情を勘案すると、匿名性という本件掲示板の特性を標榜して匿名による発言を誘引している控訴人には、利用者に注意を喚起するなどして本件掲示板に他人の権利を侵害する発言が書き込まれないようにするとともに、そのような発言が書き込まれたときには、被害者の被害が拡大しないようにするため直ちにこれを削除する義務があるものというべきである。

本件掲示板にも、不適切な発言を削除するシステムが一応設けられているが、前記のとおり、これは、削除の基準があいまいである上、削除人もボランティアであって不適切な発言が削除されるか否かは予測が困難であり、しかも、控訴人が設けたルールに従わなければ削除が実行されないなど、被害者の救済手段としては極めて不十分なものである。現に、被控訴人Bは、本件掲示板に本件各発言の削除を求めたが、削除してもらえず、本件訴訟に至ってもなお削除がされていない。したがって、このような削除のシステムがあるからといって、控訴人の責任が左右されるものではない。また、控訴人は、本件掲示板を利用する第三者との間で格別の契約関係は結んでおらず、対価の支払も受けていないが、これによっても控訴人の責任は左右されない。無責任な第三者の発言を誘引することによって他人に被害が発生する危険があり、被害者自らが発言者に対して被害回復の措置を講じ得ないような本件掲示板を開設し、管理運営している以上、その開設者たる控訴人自身が被害の発生を防止すべき責任を負うのはやむを得ないことというべきであるからである。」

③ ニフティ掲示板プライバシー侵害事件（神戸地判平11・6・23判時1700-99）

＜事案の概要＞

被告Yにより、眼科医である原告Xの個人情報（氏名・職業・診療所の住所及び電話番号）がパソコン通信掲示板に掲載されたことにより、無言電話等の嫌がらせを受け、信用棄損により損害を蒙ったとして、Yに対し損害賠償を求めた。

<判旨>

「原告は、自宅住所とは別の、本件掲示に記載された場所に眼科の診療所を解説している医師であり、その氏名、職業、診療所の住所及び電話番号は、NTT作成の地域別の職業別電話帳に広告掲載されている。したがって、右原告の氏名、職業、診療所の住所・電話番号は原告の業務の内容からして当然に対外的に周知されることが予定されているものといえるから、必ずしも純粋な私生活上の事柄であるとはいえない面がある。

しかし、人の正当な業務の目的のために、その目的に係るものであることが明白な媒体ないし方法によって当該個人の情報が公開されている場合には、その個人情報は、右業務と関係づけて限定的に利用され、右業務とは関係のない目的のために利用される危険性は少ないものと考えられ、右公開者においては、そのように期待して、右公開に係る個人情報の伝搬を右目的に関わる範囲に制限しているものといえる。そして、右のように、個人の情報を一定の目的のために公開した者において、それが右目的外に悪用されないために、右個人情報を右公開目的と関係のない範囲まで知られたくないと欲することは決して不合理なことではなく、それもやはり保一されるべき利益であるというべきである。そして、このように自己に関する情報をコントロールすることは、プライバシーの権利の基本的属性として、これに含まれるものと解される。

原告の氏名、職業、診療所の住所・電話番号の右電話帳への掲載は、右電話帳作成の目的及びその掲載内容に照らし、原告においてその掲載に係る個人情報の伝搬の範囲を診療所営業に関わる範囲に制限しているものであるといえる。

したがって、その限りで、右電話帳に記載された原告の個人情報は、なお、私生活上の事柄としての側面も有するものと認められる。」

「また、ネット上の掲示板は、ニフティの会員でさえあれば誰でも見ることができるというもので、一定の情報を不特定多数の者に簡易迅速に伝達できるという性格を有し、そのようなネット上の掲示板の特殊な性格を考えれば、本件のような個人情報のネット上の掲示板における公開は、それを特に眼科医による診察を希望する目的など全くない多数の者にまで簡単に目にするのできるようになるものであって、右電話帳に掲載される場合とは比較にならないほど大きな、悪戯電話や嫌がらせ被害発生危険性をもたらすおそれがあるものと認められる。

そうであるとすれば、原告がネット上で使用していた原告の氏名についてとはともかく、原告の職業、住所・電話番号については、それが右電話帳に掲載されていることを考慮しても、それをネット上の掲示板において公開されることまでは、一般的にも欲したりしないであろうと考えられるし、また、右電話帳の記載の検

索は、通常、眼科医の診療を希望する者がその診療所を探すという目的で利用するという特定の場合にすぎないと解されるから、右職業、診療所の住所・電話番号は、一般人には未だ知られていない事柄であると解するのが相当である」

「そして、原告は、本件掲示がなされる以前に、自己の氏名はネット上において明らかにしていたが、自己の職業、診療所の住所・電話番号はネット上で公開したことは一切なかったのであり、これからすれば、原告は一貫して自己の職業、診療所の住所・電話番号はネット上公開しない意思を有していたものと推認される。

したがって、右原告の職業、診療所の住所・電話番号は、一般人の感受性を基準にして、原告の立場に立った場合、公開を欲しない事柄であり、かつ、一般人に未だ知られていない事柄に該当するというべきである。」

④ ニフティサーバFBOOK事件（東京地判平13・8・27判時1778-90）

＜事案の概要＞

匿名の発言者Aが、パソコン通信サービスの掲示板内に原告Xの名誉棄損発言を受け、あるいはAがハンドル名に原告の本名を使用したことで、Xはプライバシー侵害及び嫌がらせの被害を受けたと主張し、①掲示板を管理運営している被告YがAの不法行為に対し適切な措置をとらなかったために精神的被害を受けたとして、Yに対し債務不履行ないし不法行為に基づき損害賠償請求をするとともに、②Yが合理的な理由がないのにAの契約者情報（氏名及び住所）を隠匿、隠蔽し、原告の名誉権回復を妨害しているとして、人格権による差止請求権及び不法行為に基づく妨害排除請求権を根拠に神名の氏名、住所の情報開示を求めた。

＜判 旨＞

「フォーラムやパティオに書き込まれた発言が人の名誉ないし名誉感情を毀損するか否かを判断するに当たっては、問題の発言がされた前後の文脈等に照らして、発言内容が不特定多数の第三者に理解可能か否か、当該発言内容が真実と受け取られるおそれがあるか否かを判断の基礎とする必要がある。」

「加えて、言論による侵害に対しては、言論で対抗するというのが表現の自由（憲法二一条一項）の基本原則であるから、被害者が、加害者に対し、十分な反論を行い、それが功を奏した場合は、被害者の社会的評価は低下していないと評価することが可能であるから、このような場合にも、一部の表現を殊更取り出して表現者に対し不法行為責任を認めることは、表現の自由を萎縮させるおそれがあり、相当とはいえない。」

「これを本件各発言がされたパソコン通信についてみるに、フォーラム、パティオへの参加を許された会員であれば、自由に発言することが可能であるから、被害者が、加害者に対し、必要かつ十分な反論をすることが容易な媒体であると認められる。したがって、被害者の反論が十分な効果を挙げているとみられるよう

な場合には、社会的評価が低下する危険性が認められず、名誉ないし名誉感情毀損は成立しないと解するのが相当である。

また、被害者が、加害者に対し、相当性を欠く発言をし、それに誘発される形で、加害者が、被害者に対し、問題となる発言をしたような場合には、その発言が、対抗言論として許された範囲内のものと認められる限り、違法性を欠くこともあるというべきである。

「以上のようなパソコン通信上の表現行為の特性に照らすと、パソコン通信上の発言が人の名誉ないし名誉感情を毀損するか否かを判断するに当たっては、発言内容の具体的吟味とともに、当該発言された経緯、前後の文脈、被害者からの反論をも併せ考慮した上で、パソコン通信に参加している一般の読者を基準として、当該発言が、人の社会的評価を低下させる危険性を有するか否か、対抗言論として違法性が阻却されるか否かを検討すべきである。」

⑤ ニフティサーブFSHISO事件（東京高判平13・9・5判タ1088-94）

<事案の概要>

XはY₁の主宰するパソコン通信の会員であり、現代思想フォーラム(FSHISO)のフェミニズム会議室に多くの発言を書き込み、一時は課金免除資格やスタッフ専用の運営会議室に出入りを許されていた。Y₂はFSHISOのシスオペであり、Y₃はFSHISOにXが名誉毀損・侮辱・脅迫に当たると主張する本件各発言を書き込んだ。Y₂は、本件各発言後、X代理人からの書面による削除要求を受け、本件各発言の一部を削除し、さらに本訴提起後、残りの本件各発言を削除した。

XはY₁～Y₃に対し、FSHISOの電子会議室上に書き込まれたY₃の本件各発言がXに対する名誉毀損・侮辱・脅迫であるとして、①Y₃に対し不法行為に基づき、②シスオペであるY₂に対し、名誉毀損等が明白で発言を削除すべき義務があるのにこれを怠ったとして不法行為に基づき、③Y₁に対しY₂の使用者責任または会員契約に付随する安全配慮義務違反等の債務不履行責任に基づき、損害賠償の支払及び謝罪広告を求めた。

<判 旨>

Y₃の発言を名誉棄損に該当すると判断した上で、Y₂の責任につき、以下のとおり判示。

「本件のような電話回線及び主宰会社のホストコンピュータを通じてする通信の手段による意見や情報の交換の仕組みにおいては、会員による誹謗中傷等の問題発言については、フォーラムの円滑な運営及び管理というシスオペの契約上託された権限を行使する上で必要であり、標的とされた者がフォーラムにおいて自己を守るための有効な救済手段を有しておらず、会員等からの指摘等に基づき対策を講じて、なお奏功しない等一定の場合、シスオペは、フォーラムの運営及び管理上、運営契約に基づいて当該発言を削除する権限を有するにとどまらず、こ

れを削除すべき条理上の義務を負うと解するのが相当である。」

「Y₂は、シスオペとして、その運営方法についての前記考えに従い、このような発言についても、発言者に疑問を呈した他、会員による非難に晒し、会員相互の働きかけに期待し、これにより、議論のルールに外れる不規則発言を封じることをも期待したことが窺われ、このような運営方法についても不相当とすべき理由は見あたらない。殊に、Y₃の発言中には、思想を扱うフォーラムにおいて、異見を排除したり、同控訴人についての個人的な情報を信義に悖る方法で得たりしたXに対する非難が含まれており、Xにおいて弁明を要する事柄にも関係しており、一方的にY₃のみを責めることのできない事情が認められる。これらをも考慮すると、控訴人Aの不法行為となる本件発言が議論の内容と関わりがなく、反論すべき内容を含まないからといって、Y₂が削除義務に違反したと認めることもできない。」

5 プロバイダ責任制限法

(1) 立法趣旨

各種判例の蓄積により、プロバイダや掲示板の管理者は、名誉棄損発言がなされた場合、これを知りうる状態に至れば、条理上の義務として、当該発言の削除義務が発生するという法理が定着した。

しかし、当該発言が明らかに名誉棄損かどうかの判断が微妙な発言については、名誉棄損を受けたと主張する者の主張に従い発言削除等の措置を講じれば発言者から損害賠償請求を受け、一方で、発言を削除しなければ被害者から損害賠償請求を受けるという両方のリスクを抱えることになり、インターネット掲示板の設置行為そのものに対する萎縮効果が生じかねない。

そこで、プロバイダ等が名誉棄損発言に対する対応につき一定の条件を満たせば免責されると規定するとともに、被害者から発信者の氏名開示請求があった場合に一定の要件でこれを認めるものである。

(2) 定義 (2条)

① 特定電気通信

＝不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信

→インターネットだけでなく、FAX・電話等を含む

② 特定電気通信役務提供者

＝特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者

→プロバイダ、掲示板管理者、ホームページ管理者等

③ 発信者

＝特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置に情報を入力した者

(3) 損害賠償責任の制限 (3条)

① 被害者との関係での責任制限 (3 I)

<責任を負う場合>

ア) 権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であること。

イ) (i) 当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたこと (3 I ①)。

(ii) 当該情報の流通を知っていた場合で、当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があること (3 I ②)

② 発信者との関係での責任制限 (3 II)

<責任を負う場合>

ア) 当該削除措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであること。

イ) (i) 当該情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったこと (3 II ①)。

(ii) 侵害者から当該権利を侵害したとする情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由を示して侵害情報の送信防止措置を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうか照会を行ってから7日が経過しても同意しない旨の申出がないこと (3 II ②—Notice and Takedown方式)

③ 主張立証責任=被害者側

(4) 発信者の氏名開示等 (4条)

① 開示の要件 (4 I)

ア) 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

イ) 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

② 開示の対象 (総務省令)

ア) 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称

イ) 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所

ウ) 発信者の電子メールアドレス

エ) 侵害情報に係るIPアドレス

オ) IPアドレスを割り当てられた電気通信設備から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

③ 発信者の利益保護

ア) 発信者に対する意見聴取の義務（４Ⅱ）

開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

イ) 開示請求者による不当利用の禁止（４Ⅲ）

第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

④ 開示後の責任（４Ⅳ）

開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。